

# 農地を「貸したい人」「借りたい人」を「農業公社」が応援します。

## 農地の貸し借り(農地中間管理事業)

高齢で農業をやめたいけど、農地は守りたい  
相続した農地を誰かに貸したい



貸し手

農地の借受け

### 熊本県農業公社 (農地中間管理機構)

- 1 農地を借受け(農地中間管理権)
- 2 担い手(個人経営・法人経営・集落営農など)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付け
- 3 貸し付けるまでの間、農地として管理
- 4 借受け先が確実な場合、簡易な条件整備を実施

地域内の農地を借りて規模を拡大したい  
農業を始めたいので、農地を借りたい



借り手

農地の貸付け

#### 【農地を貸したい場合】

- 「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの担当窓口へ提出してください。
- 農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。

#### 【農地を借りたい場合】

- 公社が行う「借受希望者の募集」(公社のホームページにも掲載)に必ず応募いただく必要があります。
- 公社がリスト化した農地とのマッチング後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。
- 借受希望者が決定している場合等では、農用地の利用改善のための簡易な条件整備を行う場合があります。



## 公社が借り入れる農用地等の基準

- 1 農業振興地域内にある農用地等であること。
- 2 地域の農用地利用の効率化、高度化に資すると認められること。
- 3 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用困難でないもの。
- 4 農用地等の貸付けの可能性が著しく低い地域の農用地等でないこと。
- 5 貸付希望農地の賃借料が適切であると判断されること。

※公社の借入期間は、できるだけ10年以上とします。  
※公社借入期間中、万が一2年を経過しても借受希望者が見つからない場合は、所有者に返還します。

問い合わせ先 本庁 経済課 農業振興係 ☎0968・86・5725  
 総合支所 事業課 農業振興係 ☎0968・34・3111(内線724)  
 熊本県農業公社 ☎096・213・1234

農地中間管理機構に農地を貸した地域・農家には「機構集積協力金」が交付されます。

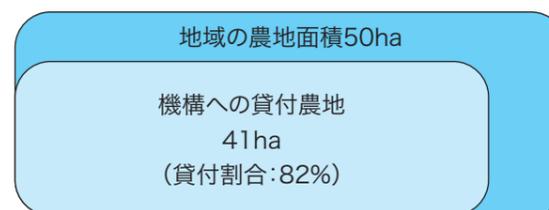
※交付要件等は必ず関係機関等にご確認ください。

### ① 地域集積協力金

- 地域内の農地を機構に貸した割合に応じて、「地域」に交付されます。
- 交付金の使途は「地域」で自由に決めることができます。

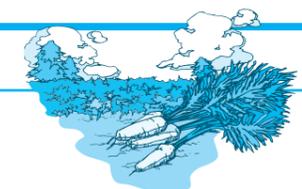
【交付単価】 2万円～3.6万円/10a

<例>



この場合の交付単価は3.6万円/10a(※)なので、41ha×3.6万円/10a=1,476万円が「地域」に交付

- ※貸付割合毎の交付単価
- ・2割超5割以下:2万円/10a
- ・5割超8割以下:2.8万円/10a
- ・8割超 :3.6万円/10a

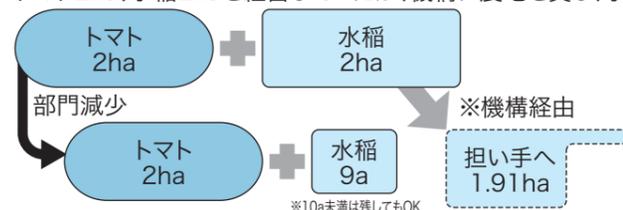


### ② 経営転換協力金

農業をやめる場合や、経営の柱としていた作物を一部やめる場合(部門減少)に、機構を経由(貸出)して担い手に農地を貸した所有者に交付されます。

【交付単価】 30万円～70万円/戸

<例> トマト2ha、水稻2haを経営していたが、機構に農地を貸し、水稻をやめる(農地を貸す)場合



この場合1.91haが交付対象となり、50万円が農地の出し手に交付

- ※貸付面積毎の交付単価
- ・0.5ha以下 :30万円/戸
- ・0.5ha超2ha以下:50万円/戸
- ・2ha超 :70万円/戸

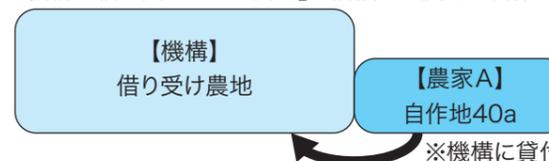


### ③ 耕作者集積協力金

機構が借り受けている農地などの隣接する農地を、機構を経由して担い手へ貸した場合、農地の所有者又は耕作者に交付されます。

【交付単価】 2万円/10a

<例> 『機構が借り受けている農地』に隣接した農地を自作していた農家Aが、機構に貸し付けた場合



2万円/10a×40a=8万円が出し手(農家A)に交付



## 公社が農用地を貸し付ける相手の要件や選定の考え方

受け手の要件

- 1 公社の借受希望者募集に応募した者であること。
- 2 農業用機械や施設などの資本装備が適当な水準であること。 など

受け手の選定の考え方

- 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること
- 既に効率的な農業を行っている方の経営に支障を及ぼさないこと
- 規模拡大や農地の分散解消により効率的な経営に資すること
- 新規参入をした者が効率的・安定的な農業経営を目指せること
- 借入地の交換、集落営農に利用させる場合、隣接地などを優先
- 借り受け希望の条件や人・農地プランの内容などを総合的に勘案